

専門委員会における運転期間延長に関する検証について

1 目的・趣旨

県では、川内原発の運転期間延長について、「原則40年」との認識の下、特例的な取り扱いの可否について、原子力政策に批判的な学識経験者を含む形で、原子力安全・避難計画等防災専門委員会の構成を見直した上で、同委員会において科学的、技術的な検証を徹底的に行い、九州電力が運転期間延長申請を行う場合には、九州電力及び原子力規制委員会に対し、厳正な対応を要請する。

2 運転期間延長に関する検証の進め方

(1) 特別委員の委嘱

- ・ 検証に必要となる材料工学及び建築構造・材料学の分野の学識経験者4名について、新たに特別委員として委嘱する。

(2) 分科会の設置

- ・ 運転期間延長に関する検証を集中的かつ効果的に行うため、専門委員会の委員2名及び特別委員4名の計6名で構成する分科会を新たに設置する。

3 「原子力安全・避難計画等防災専門委員会設置要綱」改正

(1) 特別委員（第3条の2）

- ・ 川内原発の安全性に関する確認等に係る特別の事項を検討させるため必要があるときは、委員会に特別委員を置くことができる。
- ・ 特別委員は、知事が委嘱する。
- ・ 任期は、当該特別の事項に関する検討が終了する日までとする。

(2) 分科会（第5条第2項）

- ・ 委員会は、特別の事項を検討するため必要があると認めるときは、分科会を設置することができる。

4 「川内原子力発電所の運転期間延長の検証に関する分科会運営要領」制定

- ・ 分科会は、知事が指名する専門委員会の委員及び特別委員で構成する。
- ・ 分科会は、運転期間延長に係る特別点検、劣化状況評価、施設管理方針等について科学的・技術的検証を行い、検討状況・結果を委員会に報告する。
- ・ 分科会は、その任務が終了したときは廃止する。